

## 第 8 回世田谷区農業委員会総会

日：令和 3 年 3 月 30 日（火）

場所：区役所第二庁舎第 5 委員会室

## 第8回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時 : 令和3年3月30日(火) 午後3時から

開催場所 : 区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員 : 会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、橋本正志、野島秀雄、大塚信美、石井朝康、加々美栄一、岩本敏行、石井勝、三田浩司、細井誠一、海老澤健、宮川喜久、苅部嘉也、鈴木利彰、植松智、本澤絢子、岡本のぶ子、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員 : なし

出席の職員 : 事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 湯本由美、主事 岡田英朗、主事 関智秋

## 会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について 【該当なし】
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
    - ・農地法第4条について
    - ・農地法第5条について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
    - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
    - ・都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査について
    - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
5. 協議事項
  - (1) 令和3年4月及び5月の総会日程（案）について
  - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
  - (1) 令和3年度花卉・そ菜事業日程（予定）
  - (2) ふれあい農園「いちごつみとり」の開催について
  - (3) 令和3年度予算の概要について
  - (4) 市民農園運営状況報告について
  - (5) 令和3年度農業委員会活動推進要領及び農業委員会活動の積極的推進に関する決議について
  - (6) 都市農業課（農業委員会）の人事異動について
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第8回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配付資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長

(会長挨拶)

本日は、審議事項が28件、協議事項が2件、報告事項が6件ございます。ちょっと時間もかかるかもしれませんが、よろしくお願い申し上げます。

では、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項に入る前に、本日は全員が出席しておりますので、報告させていただきます。

また、本日の署名委員ですが、植松智委員、本澤絢子委員、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が2件、農地法第5条が8件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、初めに農地法に基づく転用届出等について説明いたします。

まず、農地法第4条についてですが、農地を農地以外のものにする場合、例えば農地を住宅にする場合等は、この第4条の手続が必要となります。また、第5条については、農地を農地以外のものにする場合、かつ、これらの土地に権利の設定または移転する場合、つまり所有者の変更がある場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないということとなっております。

この届出については、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号2-4-12。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続いて、資料No.1-2をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号2-4-13。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

資料No.2-1に移らせていただきます。ここからは第2号議案農地法第5条に基づく転用届出となります。こちらも全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-16。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.2-2に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-17。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.2-3に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-18。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.2-4に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-19。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.2-5に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-20。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.2-6に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-21。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No. 2-7に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-22。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No. 2-8に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-23。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

○宍戸会長 件数がかなりございますが、この件につきましてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 よろしいでしょうか。質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)第3号議案その他の事項について上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが12件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査についてが1件、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが4件ございます。

それではまず、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました橋本正志委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○橋本委員 結果を報告させていただきます。3月17日、申請人である〇〇様立会の下、事務局の方2人とともに現地調査をいたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、承認させていただきます。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明書について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました橋本正志委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○橋本委員 結果の報告をさせていただきます。3月17日、申請人である〇〇様立会の下、事務局員2名の方と現地を調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件につきましてご意見等がありましたら、お願いいたします。

○宮川委員

(担当区域について質疑有り)

○宍戸会長 ほかに意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかに意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました石井勝委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○石井(勝)委員 3月17日水曜日、申請者である〇〇様と〇〇様の立ち会いの下、事務局2名とともに調査してまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

続きまして、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員 報告いたします。3月17日、申請者の〇〇さん立会いの下、事務局2名と現地を確認してまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。



この件について意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました石井勝委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○石井(勝)委員 3月17日水曜日、申請者である〇〇様立会いの下、事務局2名とともに調査してまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 3月18日、事務局2名と、〇〇さんと〇〇さん立会いの下、現地を調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、7件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 3月19日金曜日、申請人である〇〇様立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、8件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 3月19日金曜日、申請人である〇〇様と〇〇様立会いの下、事務局2名で調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、9件目を事務局からご説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-9をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○野島委員 3月18日木曜日、申請人の〇〇さん立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、10件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-10をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員 3月18日に調査に伺いました。事務局2名、私の3名でございます。〇〇さんと〇〇さん2名が立ち会っていただきました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

○橋本委員 生産緑地の中に無人販売的なものは建ててよろしくなったんじゃないかなと……。

○大塚委員 それは生産緑地ね。これは納税猶予。

○橋本委員 じゃないかと思うんですが、それは駄目でしたか。

○事務局 生産緑地内に建てられるものの中ではうたわれてはいるんですけども、納税

猶予がかかっているところになりますと、その部分が確定すると聞いております。ですので、納税猶予のないところであれば問題ないのですが、納税猶予地に置くと、その納税猶予分を支払う必要が出てくると聞いています。

○橋本委員 ちょっとへ理屈を言いますけれども、生産緑地で納税猶予というのは次世代へのバトンタッチのようですけれども、その生産緑地を維持するために品物をそこで売ることだから、一連のものじゃないかなという私は解釈なんです。そうすると、前に例えば、生産緑地の中に車だとか機械を入れるスペースがあって、昔はそれは生産緑地じゃないという見解だったんですけども、最近それが変わったんです。それも生産緑地ならいいんですけども、納税猶予地だと駄目なんですか。

○事務局 難しいところで、例えば販売所だとか、そういったものは生産緑地内に90㎡以内で建てられるとあります。それは大丈夫かという相談を受けたときに、生産緑地に建てることは大丈夫だけれども、納税猶予地であれば税務署に、国税の方に確認してくれと言っています。その結果がやっぱり駄目だという場合もあるし、例えば1代限りならいいという返事もらったということもあるので、税務署が同一の回答をしていないのがかわれる事例なんですけれども、都度、税務署の方に確認をしてくださいと言っています。

余談になりますが、またそれをすることによって固定資産税が変わってきますので、本来であれば、生産緑地では単価220円が積算基準になるんですけども、もしタタキとか打ちますと、その部分の単価が高くなったりするので、その両方の税務署に確認をしてくれとアドバイスをしています。ですから、生産緑地内にやっていいというのはありますけれども、税金はまた別だと考えざるを得ないです。

○橋本委員 そうしますと、うちの方は世田谷税務署なんですけれども、玉川税務署等の何か確認されたデータというのはあるものなんでしょうか。それとも、農業委員会事務局の方ではチェックされていないということですか。

○事務局 データというのは。

○橋本委員 データというか実績。

○事務局 税務署からのそういったデータというのは、一切うちの方には入ってこないです。

○橋本委員 個別にやるということですか。

○事務局 そういうことになります。

○真鍋委員 相続税納税猶予を受けた生産緑地についての、これらの施設であるとか、農

業に必要なものという課題が出ているわけですがけれども、農業会議から国に、その辺のところの要望書を出していて、国からの回答を求めているという経緯もこの間聞いているんです。国の方も、相続税納税猶予を受けた生産緑地でも、これはいいですよという回答をもらうべく、今、議会、国の方に働きかけている流れもあるようです。だから、やっぱり公式の場所で質問し、公式の場所で返事をもらわないと、多分事務局の方も、税務署が、このケースはいいけどこのケースは、さっきの赤堤のところの貸借円滑化法で相続税納税猶予を受けた生産緑地でも、機具置場とかいろいろなものがありましたね。あれは税務署はオーケー出しているというケースもあるわけですよ。ところが、うちの農業委員会で確認したら、それはケース・バイ・ケースなのでその都度確認してくれと言われていていると聞いていますので、やっぱり全部が違くと、解釈が違くと困りますので、うかつなことは言えませんが、農業会議が正式にそういう要望も出していますから、正式なところで答えをもらって皆さんに伝えるという流れだと思うので、課題になっているのかなと思います。

まだうちの農業委員会としては、相続税納税猶予の生産緑地を持っている方に対してはつきりしたことは言えないという今流れだと思いますが、何にせよ、農業会議の方で要望書の回答を早くもらってほしい。正式な回答が来たら速やかに農業委員会で知らしめたいという、また再度のお願いはしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局 分かりました。

○宍戸会長 ご意見がないようでしたら、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、11件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-11をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件につきまして調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員 報告いたします。3月17日、事務局2名と申請者の〇〇さん立会いの下、現地を調査してまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、12件目を事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-12をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果のご報告をお願いいたします。

○野島委員 報告いたします。3月18日木曜日、〇〇さん立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行する

ことにいたします。

以上、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員 3月19日に、申請者の〇〇さん立会いの下、調査をしてみました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議を終わります。

次に、都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5をご覧ください。第3号議案都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件につきまして調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願い



いたします。

○野島委員 報告いたします。3月17日水曜日、所有者貸付人である〇〇さんの代理人である〇〇さん、申請者借受人である世田谷区役所担当者立会いの下、調査いたしました。

(調査内容、計画について問題ない旨を説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○菅沼委員 これは6年間で、相続に出たときには返すと一筆入っているの、入っていないの。

○事務局 契約書に具体の表記はしておりませんが、ただ、あくまで生産緑地の無償使用貸借という形の契約になりますので、委員のおっしゃるとおり、相続が発生した際は契約を解除することになります。その際、6か月前までに解除の申出をすることという内容で明記されております。

○岡本委員 今回、農福連携のために世田谷区がこの場所を借りて委託していくという流れなんですけれども、障害者の方たちがここの場所で就労目的で来られた場合に、おトイレとか、この生産緑地の中で造ることができるのかどうか。ちょっとおトイレがないと困るという方も当然いらっしゃると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局 実際、そういった場合、トイレ等も整備してまいります。既に、この畑のところに既存の水洗トイレもございます。ただ、それだけでは足りないことにもなると思いますので、その辺は今後話を詰める中で整備を考えていきます。

○岡本委員 そういった場合は、特に生産緑地で、この方の土地が納税猶予を受けている、受けていないとか、何かそこに関わることがあるのか、伺えればと思います。

○事務局 この畑は納税猶予を受けておりますが、トイレと倉庫がある部分は納税猶予を外してあるんです。ですから、トイレがあることによって納税猶予が確定することはございません。また、障害者を就労するに当たっては、トイレは男女別で水洗でという要望もありまして、ちょっとまだ、どのような事業スキームになるかははっきり決まっていないんですけれども、納税猶予が確定しないような方法でトイレをもう一つ増設することは可能かどうか、そういったことも今検討中でございます。

○宍戸会長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにないようですので、採決させていただきます。

都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、申請を承認いたします。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請について、審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6-1をご覧ください。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について(変更)。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件につきまして調査されました宮川喜久委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○宮川委員 報告をいたします。3月17日、事務局2名とともに、申請人である〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3名立会いの下、調査を行いました。本件は先程お話があったように、貸し農園の追加申請でございます。

(調査内容、貸借の承認について問題ない旨を説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

特定農地の貸付に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、申請を承認することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6-2をご覧ください。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について(新規)。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上です。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたらお願いいたします。

○大塚委員 深沢7丁目の開設予定地ですけれども、今駐輪場というお話をしていたけれども、もう土になっているんですか。

○事務局 もうアスファルトを全部剥がして土の状態、そこにアグリシートをかぶせております。

○大塚委員 すると、土は具体的にどういうふうにやっていくんですか。

○事務局 もともとあった土は、グラウンドレベルがあるとしますと、アスファルト厚が10センチぐらいあって、その下に碎石があったものを全部剥がしまして、もともとの土なんですけれども、見たところ黒土です。それが現れた状態でそのまま上にシートをかぶせてございます。

○大塚委員 客土はしないの。

○事務局 客土は今のところ、状況を見て、必要に応じて入れようかと思っています。

○大塚委員 使えますか。

○事務局 使えそうです。

○大塚委員 砂利が入っちゃうとなかなか……。次大夫堀公園みたく、上をがっと削って、山の土を入れるとか、そういう工夫は希望としてありますけれども。

○事務局 補足ですけれども、もともと地権者は、土地の使用貸借の期間が終了した段階で原形復旧して下さいという要望でした。それに基づいて自転車の所管の方で原形復旧工事をしました。その際にも、地権者からは、あくまでアスファルトを剥がし、それで碎石も敷きならして返してくれというお話だったので、所管の方でそのように整備はしました。委員のご指摘のとおり、今後区民農園を運営するに当たって、やっぱり必要な部分については客土も考えていきたいと。

○大塚委員 心配しているのは、借りました、土でやるように見えるけれども、作物ができません。そういう危惧が。

○事務局 その辺もしっかりと耕うんをかけて、余分な除却物も取り除く形で整備を進めていきたいと思っています。

○事務局 また個別にご相談させていただければと思います。

○菅沼委員 ちょっと脱線しますけれども、みんな農地の専門家なのでお聞きしたいんですけれども、あそこの自転車保管所のアスファルトというのは10何年駐輪場だったんです。

それが、アスファルトを剥がしただけで畑になるのかな。

○大塚委員（農地の事例を紹介）何を言いたいかというと、自然に油分が染みちゃっているんですよ、土の中に。だから、今心配したのはそこなんです。菅沼委員と同じ。その辺はよく注意した方がいいです。

○菅沼委員 脱線しまして申しわけございません。そこだけ。

○宍戸会長 ご意見をいただきましたが、ほかにはございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成いただきましたので、申請を承認することといたします。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)令和3年4月及び5月の総会日程案について、協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.7、令和3年4月及び5月の総会日程（案）をご覧ください。

前回、4月の開催日時につきましては未定であったために、令和3年4月28日水曜日午後3時から、会場は区役所第二庁舎5階第5委員会室、この部屋でございます。また、令和3年5月の開催日時につきましては、5月31日月曜日午後3時から、会場は区役所第二庁舎5階第5委員会室、この部屋での開催を提案させていただきます。

事務局からは以上です。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 意見がないようですので、令和3年4月及び5月の開催日程については、原案どおりといたします。

次に、(2)生産緑地取得のあっせん依頼について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明させていただきます。

資料はNo.8でございます。

こちらは、2月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議いただき、証明書を発行した案件でございます。

2月24日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたのですが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

○宍戸会長 この件について質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、この件は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(6)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第6の報告事項に参ります。お手元の資料No.9をご覧ください。報告事項の1つ目は、令和3年度花卉・そ菜事業日程(予定)についてです。世田谷区の花展覧会(春)は中止が決定いたしました。現段階では、ご覧のとおり事業が予定されております。

続きまして、お手元の資料No.10をご覧ください。2件目は、ふれあい農園「いちごつみとり」の開催についてです。内容につきましては、お配りした資料のとおりでございます。周知方法につきましては、4月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内させていただきます。

続きまして、資料No.11に移らせていただきます。令和3年度都市農業課予算比較表でございます。予算についてのご説明となります。

○事務局 こちらについては私から説明させていただきます。

まず、事業名等は前年と変わりございません。

内訳についてですが、3行目の農地の保全につきましては、本日ご審議いただいた農福連携事業の実施に伴いまして、37.3%の増となっております。続きまして、農業経営安定化、こちらはコロナ禍という状況の中で、事業の内容の見直し等々によりまして、マイナス14.1となっております。また、有機農業推進事業については、消耗品等の数の変更に伴いまして、マイナス25.3%の減となっております。農産物ブランド化推進に関しましては、やはりコロナ禍の中でのイベントの延期や縮小に伴いまして、こういった数値に

なっております。最後に、下から2段目の区民農園維持運営については、区民農園の箇所数の変動に伴いまして、マイナス13.8%となっております。

トータルとしましては、前年度に比しまして4.2%増という形となっております。

続きまして、下の令和3年度世田谷区農業関係団体委託事業及び補助事業一覧に関しましては、関係団体、事業名等は変わりございませんので、お読み取りいただければと思います。

○事務局 続きまして、資料No. 12に移らせていただきます。市民農園運営状況報告についてです。

(事務局より、運営状況について説明)

続きまして、資料No. 13をご覧ください。令和3年度農業委員会活動推進要領及び農業委員会活動の積極的推進に関する決議についてでございます。こちらは3月17日に実施されました東京都農業委員会会長集会で決議されたものでございます。後程要領と併せてご覧いただければと思います。

報告の最後は、都市農業課（農業委員会）の人事異動についてでございます。課長の方からお願いいたします。

○事務局 では、私の方から、資料No. 14に基づきまして、経済産業部都市農業課（農業委員会）の人事異動についてご報告いたします。

(事務局より、人事異動について説明)

(次期担当職員より自己紹介)

(異動対象者より挨拶)

○事務局 事務局からの報告は以上になります。

○宍戸会長 今のご説明に関してご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 よろしいでしょうか。ご質問がなければ、この件は終了いたします。

続きまして、次第7のその他ですが、何かございますでしょうか。

○事務局 4月から特定生産緑地の移行申請の最終年が始まりまして、今年いっぱい受け付けますので、今個別に、まだ移行申請を出されていない農家を回っておりまして、ご案内をしている最中でございます。併せてお願いしたいのが、皆様に昨年農地パトロールで回っていただきまして、農地パトロールの結果については全て確認ができていない状況ではあるんですけれども、特定生産緑地の申請時の参考とはさせていただいております。今

後、肥培管理のよくない生産緑地につきましては順次確認しまして、必要に応じまして、担当委員とともにご指導をお願いすることもございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○宍戸会長 以上で、本日の予定案件は全て終了いたしました。

特にないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございます。

それでは、高橋昌規職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者

(高橋会長職務代理者あいさつ)

この議事録は、令和3年3月30日(火)開催の第8回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男